

令和6年度

第1回定例農業委員会会議録

令和6年4月19日 開催

令和6年4月19日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和6年度 第1回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第4号

令和6年度 第1回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年4月12日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和6年4月12日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和6年4月19日 午後 1時30分

閉会 令和6年4月19日 午後 3時15分 (会期1日)

第1日目 (4月19日)

出席委員 17名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
		12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
		13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 14名参加

				昭和2	大野 均	昭和2	片岡 等
陶	福家 重夫	陶	大芝 博信	陶	福家 棟貴	陶	原 拓也
		滝宮2	松内 利和	羽床1	宮本 清信		
		粉所	石丸 勝彦	西分	岡田 行夫	山田1	山口 守
山田2	橋川 正廣	山田3	長川 富雄			羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員

3番 三好 直樹 委員、 4番 國重 義廣 委員

欠席 5番 森 健人 委員、 6番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 副主幹 横井 邦洋 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 6 年 4 月 19 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 職員の任免について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 7 議案第 5 号 現況証明（農委分）について
- 第 8 議案第 6 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農地利用配分計画の公告）について
- 第 10 議案第 8 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 11 議案第 9 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 12 議案第 10 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和6年4月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和6年度第1回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、5番 森 健人委員、6番 福家 範行委員 です。

よって、農業委員出席者は、17名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、3番 三好 直樹（みよし なおき） 委員

4番 國重 義廣（くにしげ よしひろ） 委員

を指名します。



















事務局

先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数：10件 合計 31,046.42 m<sup>2</sup>

内訳

新規契約：1番 1件 4,366.42 m<sup>2</sup>

更新契約：4～12番 9件 26,680 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第7号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。件数は1件、面積は6,617 m<sup>2</sup>です。現契約の耕作者が、R6.5.31で解約するため、R6.6.1からR10.5.31まで、■■■氏に貸し付けるものです。

なお現在と同じく、利用権は賃貸借権で、賃料は年間10a当り5,000円です。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第7号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第8号、農地機構を通じた利用権設定です。P.16～P.39をご覧ください。



年間労働時間： 330 時間

説明： ■■■■■■ですが、平成 31 年に法人を立ち上げ、今回が 1 回目の更新となります。現状としては、地区の基盤整備事業及び鳥獣害対策が完了し、農業機械もほぼ揃ってきた状態となっております。今後は、基盤整備で新たに借り受けた農地での作付けを実施していくとともに、谷間にある排水の悪い圃場について排水対策の実施や管理方法の検討を進めていくことで、収量の増加を図っていく計画となっております。

#### 議案第 9 号-2 (更新)

予定認定番号： R1-2-再 1 号

申請者： ■■■■■■

住所： ■■■■■■

生(設立)年月日： 平成 31 年 4 月 10 日

作目・部門名：(R11 目標) 水稻、麦、そば

農業経営等に関する目標：(R11 目標)

水稻	570.0 a	23,000 kg	(404 kg/10 a)
麦	700.0 a	31,000 kg	(443 kg/10 a)
そば	50.0 a	150 kg	(30 kg/10 a)

目標所得： 400 万円

年間労働時間： 300 時間

説明： ■■■■■■ですが、平成 31 年に法人を立ち上げ、今回が 1 回目の更新となります。地域の担い手として後継者不足の解消と経営の安定を目指して設立した法人で、基盤整備済み農地の集積はある程度図られている状況です。今後は香川県農地機構を通じて、さらなる農地の集積を進め、目標所得の達成・維持を目指していく計画です。

#### 議案第 9 号-3 (新規)

予定認定番号： R6-1 号

申請者： ■■■■■■

住所： ■■■■■■

生(設立)年月日： 昭和 39 年 9 月 25 日

作目・部門名：(R10 目標) 水稻、キャベツ、ブロッコリー、麦、その他野菜

農業経営等に関する目標：(R11 目標)

水稻	160.0 a	6,720 kg	(420 kg/10 a)
キャベツ	50.0 a	5,000 kg	(1,000 kg/10 a)
ブロッコリー	20.0 a	1,600 kg	(800 kg/10 a)
麦	160.0 a	5,600 kg	(350 kg/10 a)
その他野菜	100.0 a		

目標所得： 370 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明： ■■さんですが、これまでもキャベツ等の露地野菜を中心に営農してきました。この度、





<内訳>自己資金 0 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

申請人は平成 25 年ごろに農地転用の手続きを取り隣接地に住宅を建築しましたが、隣接農地の一部も自身の宅地の敷地として利用していました。その後、子どもの成長に伴い家財道具が増え、家財道具の置場や駐車場が必要となったことから、隣接農地部分に物置やカーポートも設置し現在まで宅地の一部として使用してきました。

今回、所有農地を確認した際に無断転用が判明し本申請に至ったものです。本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

本申請地は宅地に隣接する農地で、物置やカーポートの設置及びその進入路等の設置利用計画からも妥当な面積であることから、やむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 平成 25 年 3 月 【供用開始時期】 平成 25 年 8 月

【造成】 整地済みにつき該当なし

【排水】 雨水：既存最終柵により集水し、西側側溝に放流

汚水：既存合併処理浄化槽で処理後、西側側溝に放流

【利用率】 敷地面積 597.59 m<sup>2</sup>、建築面積 179.37 m<sup>2</sup> 30.02% (≧30%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び■■■■の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 10 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 1 件です。

